

# モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2021年10月21日現在

～2021年10月20日

2021年10月21日～

目次 (略)

第1章～第13章 (略)

別記 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料

1 適用

区 分	内 容
(23) 契約者指定番号発信機能に係る通信の料金の適用	ア (略)
	イ (略)

目次 (略)

第1章～第13章 (略)

別記 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料

1 適用

区 分	内 容
(23) 契約者指定番号発信機能に係る通信の料金の適用	ア (略)
	イ (略)
	<a href="#">ウ モバイルアクセス契約者 (カテゴリーWに係る者) が第2種契約 (タイプ6-3のコース1のメニュー1のプラン3 (500MB/月の区分に係るものに限ります。)) に係るものに限ります。) を同時に利用している場合、当社がその第2種契約に係る定額利用料 (ただし、当社が第2種オープンコンピュータ通信網サービス (タイプ6-3のコース1のメニュー</a>

(略)	(略)

2 料金表

2-1 ~ 2-4 (略)

2-5 付加機能利用料

2-5-1 ~ 2-5-2

2-5-3 カテゴリーWに係るもの

区分	単位	料金額
----	----	-----

	<p>—1のプラン3（500MB/月の区分に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の提供を開始した日を含む月と同一の月にその第2種契約を解除したことにより生じたものを除きます。）の請求と同一の月に請求する料金のうち、その第2種契約に係るモバイルアクセス契約において本項のAの規定により適用される音声通信利用料の金額（その請求に際しモバイルアクセス契約において(24) または (25) に規定する割引の適用を受ける場合は、その割引を適用した金額とします。)を合算したものについて、1のモバイルアクセス契約（カテゴリーWに係るもので、その請求においてそのモバイルアクセス契約に係る定額利用料が請求されているものに限ります。）につき次表に規定する金額を上限として減額して適用します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">減額の上限額</td> <td style="padding: 5px;">200円（220円）</td> </tr> </table>	減額の上限額	200円（220円）
減額の上限額	200円（220円）		
(略)	(略)		

2 料金表

2-1 ~ 2-4 (略)

2-5 付加機能利用料

2-5-1 ~ 2-5-2

2-5-3 カテゴリーWに係るもの

区分	単位	料金額
----	----	-----

留守番電話及び不在案内機能	1のモバイルアクセス 契約ごとに	300円 (330円)
通話中着信機能（キャッチホン）	1のモバイルアクセス 契約ごとに	200円 (220円)
(略)	(略)	(略)

2-6 ~ 2-7 (略)

第2～第3 (略)

第2表～第3表 (略)

別表1～別表4 (略)

留守番電話及び不在案内機能	1のモバイルアクセス 契約ごとに <u>(月額)</u>	300円 (330円)
通話中着信機能（キャッチホン）	1のモバイルアクセス 契約ごとに <u>(月額)</u>	200円 (220円)
(略)	(略)	(略)

2-6 ~ 2-7 (略)

第2～第3 (略)

第2表～第3表 (略)

別表1～別表4 (略)

附 則（令和3年10月12日P S事推第00836479号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和3年10月21日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。